

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スープーバリュー越谷店HC館

埼玉県越谷市大字大里字上十五一一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）スープーバリュー越谷店HC館

埼玉県越谷市大字下間久里字前田十五一一外

（変更後）スープーバリュー越谷店HC館

埼玉県越谷市大字大里字上十五一一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては  
代表者の氏名

（変更前）有限会社グリーンセンター・イイヤマ 代表取締役 飯山孝

埼玉県越谷市大里七百二十七番地

（変更後）有限会社グリーンセンター・イイヤマ 代表取締役 飯山孝

埼玉県越谷市大里七百二十七番地

有限会社平総合開発 代表取締役 平人司

埼玉県越谷市下間久里六十番地

#### ハ 変更年月日

平成二十四年十月二十六日

#### 二 届出年月日

平成二十七年十月九日

#### 三 縦覧期間

平成二十七年十月二十三日から平成二十八年二月二十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十七年十月二十三日から平成二十八年二月二十三日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課